

四日市市告示第 460 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成 27 年 12 月 1 日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	路線番号	区域変更前の区間 区域変更後の区間	削除区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	削除区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
1	広永26号線	16093	広永町字内之坪1065-2地先から	2.0~2.3	31.9	区域を変更する 終点を変更する No.1
			広永町字内之坪1088地先まで	2.0~3.5	275.3	
			広永町字内之坪1065-2地先から 広永町字内之坪1089-4地先まで	2.0~3.5	243.4	